

街並みに関する条例及び要綱についての一考察

足利工業大学大学院 学生会員 ○堀口 恭兵
足利工業大学 正会員 中川 三朗

1. はじめに

我が国ではこれまで無秩序な社会資本整備などが行われてきた。それが要因となり地域独自のアイデンティティや歴史・文化・景観が失われてきた。また建築行為は原則的に自由で、公共施設も周辺との調和や景観への配慮は行われなかった。しかし、1980年代頃から高度成長を踏まえ、全国各地で多くの条例や要綱が制定され、近年、数多くの景観条例などが存在している。また風致地区・美観地区などの地区の指定、建築協定・地区計画制度の活用によるルールづくり、市民参加、伝統的建造物群保存地区の指定など、条例・要綱を補助するようなものが数多くあり、重要視されている。そこで条例及び要綱を整理し、その実態を把握、考察することを目的とする。

2. 条例及び要綱の現状

現在、日本全国で幾つの条例及び要綱が存在しているかは誰も把握していない。(旧)自治省が平成12年に行なわれた調査によると669自治体で1080、まちづくりセンターが平成11年度に行なわれた調査では、約800自治体で約1500もの多くのまちづくり条例が制定され、存在していることがわかってい。また、景観条例は年々増加し、1521件も存在し、現在も増加し続けている。

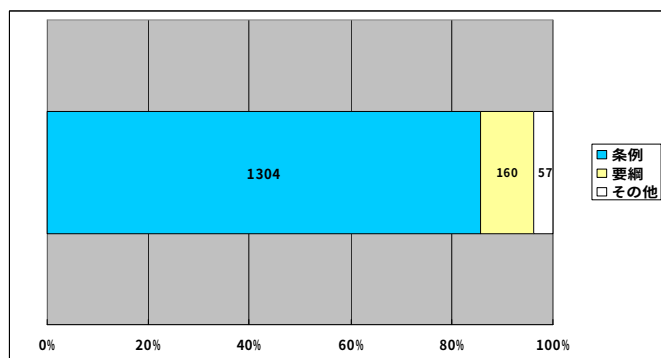


図-1 全国の景観条例等

最近ではまちづくり条例が増加傾向にある。毎年、数多くの条例や要綱が制定されているが、それらを国や都道府県に報告義務がなく管理するシステム・機関がないので、制定された条例や要綱の実数値は誰も把握することができない。

3. 調査・分析方法

まちづくり条例研究センターを設立した「まちづくり推進連絡協議会」が平成11年度に都道府県及び政令指定都市をのぞく地方自治体（東京23区を含む）を対象として実施したまちづくりに関する条例や要綱の制定状況に関する調査から、街並みに関する条例及び要綱を抽出し、それぞれの地方自治体に調査を行なった。対象としたものとしては、30の条例・要綱（条例4、要綱26）である。しかし、返信が無かったところなどを除いたところ、14の条例・要綱（条例2、要綱12）である。次に示したものである。

- ・ 北海道ニセコ町役場
- 1. ニセコ町街なみ修景事業補助金交付要綱
- ・ 山形県河北町役場
- 2. 街なみ環境整備事業整備方針
- ・ 福島県伊達町役場
- 3. 伊達町街並み・まちづくり総合支援事業補助金交付要綱
- ・ 東京都杉並区役所
- 4. 杉並区街なみ環境整備事業助成要綱
- ・ 新潟県新井市役所
- 5. 新井市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱
- ・ 石川県七尾市役所
- 6. 府中七尾駅線沿道地区まちなみ形成

キーワード 条例, 要綱, 街並み

連絡先 〒326-8558 栃木県足利市大前町 268-1

足利工業大学 TEL0284-62-0605 (代表) 中川研究室

- ・ 三重県伊勢市役所
7. 伊勢市まちなみ保全条例
 - ・ 大阪府富田林市役所
 8. 富田林市寺内町地区町並み保全要綱
 - ・ 岡山県総社市役所
 9. 総社市まちなみデザイン推進事業実施要綱
 10. 総社市街なみ環境整備事業補助金交付要綱
 11. 総社市街なみ整備助成事業補助金交付要綱
 - ・ 岡山県勝山町役場
 12. 勝山町町並み保存地区整備補助金交付要請
 - ・ 徳島県貞光町役場
 13. 貞光町町並み保存補助金交付要綱
 14. 貞光町町並み保存条例

以上の条例及び要綱を制定目的、起案過程（市民参加等の有無）、補助金、拘束制などについて整理し、実態把握し分析する。

3. 分析結果

調査及び分析した結果、次のようなことが分かった。まず初めに全体的に共通してみられたことは、条例及び要綱に補助金が設定されていることである。しかし、伊勢市まちなみ保全条例だけは補助金ではなく貸付けであった。次に拘束性についてである。拘束性もほとんどある。しかし、重いものから軽いものまで様々である。その中には罰金まで存在しているものもあった。次に市民参加についてである。近年、多くのところで市民参加という言葉を目にする。今回調査した中でも約4割の条例及び要綱に何かのかたちで市民参加があった。目的についてである。目的の分類はとても困難であったが、街並み整備と住環境整備に分類を行なった。結果、やはり本来の街並み整備というものが多かった。

4. 考察及びまとめ

今回の調査により分かった実態は以下のことである。

- ・ 補助金あつての条例及び要綱になっていること。
- ・ 対象地域が異なっているので条例等を分類することは、とても困難であること。

今回の調査で一番感じたことは、条例及び要綱を国や都道府県や市町村などで管理システムを作成したほうが良いと感じた。そのような管理システムがあることによって、次に条例及び要綱を作成する時に役に立つのではないかと考えるのである。

また、目的の項目において住環境整備（B）に分類されたものすべてが市民参加されていない。街並み整備にも市民参加は必要であると思われるが、住環境整備には特に必要であると考えるのである。

表－1 条例及び要綱の分析

条例及び要綱	目的	伝建地区	市民参加	補助金	拘束性
二セコ町街なみ修景事業補助金交付要綱	A	×	×	○	○
街なみ環境整備事業整備方針	A	×	×	○	○
伊達町街並み・まちづくり総合支援事業補助金交付要綱	B	×	×	○	○
杉並区街なみ環境整備事業助成要綱	B	×	×	○	○
新井市まちなみデザイン推進事業補助金交付要綱	B	×	×	○	×
府中七尾駅線沿道地区まちなみ形成	A	×	×	○	○
伊勢市まちなみ保全条例	A	×	○	△ ※貸付け	○
富田林市寺内町地区町並み保全要綱	A	○	○	○	○
総社市まちなみデザイン推進事業実施要綱	A	×	○	○	○
総社市街なみ環境整備事業補助金交付要綱	A	×	○	○	○
総社市街なみ整備助成事業補助金交付要綱	A	×	○	○	○
勝山町町並み保存地区整備補助金交付要請	A	×	○	○	○
貞光町町並み保存補助金交付要綱	A	×	×	○	○
貞光町町並み保存条例	A	×	×	○	○

※目的：条例及び要綱の本文にある目的を分類したものである。Aが街並み整備、Bが住環境整備

伝建地区：伝建地区（正式名称：伝統的建造物群保存地区）指定の有無

市民参加：起案過程やまちづくり団体など市民参加等の有無

補助金：市町村から補助金の有無

拘束性：建築様式、形、色彩等、拘束の有無

参考文献

- 岸田江佳子・景観まちづくり研究会：景観法を活かす，学芸出版，2004
- 竹内豪、宮下清栄、高橋賢一：景観条例の制定過程と施策運用に関する研究，土木計画学研究・講演集№23（2）pp.581-584，2000
- 篠原 修編・景観デザイン研究会著：景観用語事典，彰国社，1998